

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げについて

市では、ダンピング受注の防止及び工事の品質確保のため、競争入札に際し、原則として「最低制限価格」を、特殊な工事の場合は「低入札価格調査基準価格」を設定することとしております。

このたび、国の低入札価格調査基準価格の算定割合が引き上げられたこと及び原材料費の高騰に対する対応、下請け業者へのしわ寄せ防止と建設業界の人材確保を図るため、市の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定割合の引き上げを行い、より一層の工事の品質の向上及び工事監理体制の充実を図ります。

(1) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法

| | 改定後 | 改定前 |
|-----|---|--|
| 算定式 | 次に掲げる額の合計額 ① 直接工事費の 100% ② 共通仮設費の 90% ③ 現場管理費の 90% ④ 一般管理費の 68% ※千円未満の端数は切捨て ただし、低入札価格調査基準価格は千円未満の端数を切捨てない。 | 次に掲げる額の合計額 ① 直接工事費の 97% ② 共通仮設費の 90% ③ 現場管理費の 90% ④ 一般管理費の 55% ※千円未満の端数は切捨て ただし、低入札価格調査基準価格は千円未満の端数を切捨てない。 |
| 範囲 | 上記算定式による額が、設計価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2の額とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5の額とする。 ※この場合には端数切捨てしない。 | 上記算定式による額が、設計価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2の額とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5の額とする。 ※この場合には端数切捨てしない。 |

※特別なものについては、上記の算定方法によらず、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を設計価格に乗じて得た額とします。

(2) 実施時期

令和4年4月1日以降に入札の公告又は指名の通知をする工事から適用。